

離婚届

令和 ○年○月○日届出

愛知県知立市長殿

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日					
第 号	長印					
送付 平成 年 月 日						
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

※捨印は任意

甲野

花子

(1) 氏名	夫 甲野 太郎	妻 甲野 花子
生年月日	平成元年 5月 5日	平成元年 3月 3日
住所	知立市広見3丁目1番地 11番 2号	夫に同じ
本籍	愛知県知立市広見三丁目1番	夫に同じ
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 東京都千代田区千代田1番 (おつかわ) 乙川 花子	
同居の期間	平成○年○月から○年○月まで	
別居する前の世帯のおもな仕事	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持つ世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁を除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	夫の職業	
届出人	夫 甲野 太郎 (甲野) 妻 甲野 花子 (花子)	

※押印は任意

記入の注意

消えるボールペンで書かないでください。

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 届書は、1通でさしつかえありません。
 この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。
 そのほかに必要なもの
 調停離婚のとき → 調停調査の謄本
 審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書
 和解離婚のとき → 和解調査の謄本
 認諾離婚のとき → 認諾書の謄本
 判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書

※押印は任意

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	署名	名印
署押	丙原 浩 (丙原)	乙川 治夫 (乙川)
生年月日	昭和20年 10月 10日	昭和25年 6月 1日
住所	知立市桜木町桜木 11番 2号	名古屋市中区三の丸 三丁目1番
本籍	愛知県知立市桜木町 桜木11番 2号	名古屋市中区三の丸 三丁目1番

□には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。

・離婚後も現在の氏を使いたい場合は、左の欄には何も書かないでください。
 この場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届」を同時に提出する必要があります。

・提出の際は、本人確認できるもの(運転免許証・パスポート・顔写真付の住民基本台帳カード等)をお持ちください。また、知立市役所に提出される場合は、本籍地が知立市以外の方は、戸籍謄本の添付が必要になりますので、ご準備ください。
 ・氏や住所が変更になった方は、免許証の書き換えや通帳の名義変更等が必要になることがあります。詳しくは、関係機関にお問い合わせください。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

(面会交流)	<input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 <input type="checkbox"/> まだ決めていない。
(養育費の分担)	<input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 <input type="checkbox"/> まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

◎署名は必ず本人が自署してください。
 ◎印は各自別々の印を押してください。
 ◎届出人の印をご持参ください。

住所を定めた年月日	連絡先
夫 年 月 日	080 (0000 0000) (夫)
妻 年 月 日	自宅・勤務先 []・携帯

090-0000-0000 (妻)

平成 年 月 日	午前 時 分 受領
午後	
夫	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
妻	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
通知	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
使	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
通知	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
確認	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
通知	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要